

中高年層のサイバー犯罪被害防止力の向上業務企画提案募集要領

1 目的及び概要

令和6年度青森県重点事業「サイバー事案に対する県民の対処能力強化事業」に含まれる「中高年層のサイバー犯罪被害防止力の向上業務」を実施するにあたり、より効果的で実効性のある業務を実施可能な業務委託先を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

2 提案を募集する業務

(1) 業務名

中高年層のサイバー犯罪被害防止力の向上業務

(2) 業務目的及び内容

別添1「中高年層のサイバー犯罪被害防止力の向上業務企画提案募集仕様書」のとおりのとおり

(3) 履行期限

令和7年2月28日（金）

3 予算概要

3,420,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 本提案募集に関する日程

令和6年5月14日（火）17時	質問受付期限
5月21日（火）	質問回答
5月28日（火）17時	応募表明期限
6月4日（火）17時	募集期限
6月中旬	書類審査
6月下旬以降	契約締結

5 質問・問合せ

- (1) 質問・問合せについては下記「7(3) 提出・問合せ先」まで電子メールにより提出すること。
- (2) 回答については県警 HP へ掲載する。ただし、質問が質問者固有の事項については電子メールによる回答とし、県警 HP には掲載しない。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 書類提出期限日から契約締結日までの間において、青森県知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。
- (4) NPO法人については、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告等を提出していること。

7 応募方法等

(1) 応募書類（指定部数については紙媒体による提出の場合のみ）

- ア 応募表明書（様式第1号） 1部
- イ 企画提案書（様式第2号） 3部
内容については様式任意ですが、次の項目を含むものとします。
 - (ア) セミナーの実施内容（講習内容、演習内容）
 - (イ) 具体的な実施方法（実施環境、受講者募集方法、講習実施回数、人員配置）及び集客型講習スケジュール
 - (ウ) 実施体制
 - (エ) 本提案により特に期待される効果
- ウ 価格提案書（様式第3号） 1部
経費の積算がわかる資料を添付してください。
- エ 事業者概要書（様式第4号） 1部

(2) 提出方法

郵送又は持参、若しくは電子データ（PDF形式）での提出とします。

電子データにはなるべく応募者自身で256bit-AESによるパスワード保護を設定してください。ただし、表示及び印刷はパスワード不要な設定としてください。

電子データが10MBを超える場合には任意の大容量ファイル転送サービス等を使用することも可能ですが、ダウンロード方法について電子メールにて連絡してください。

(3) 提出・問合せ先

〒030-0801

青森市新町二丁目3-1

青森県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策係

TEL：017-723-4211 E-mail：r6-proposal@apiscc.jp

(4) 提出期限

令和6年5月28日（火） 17時 応募表明書提出期限

令和6年6月4日（火） 17時 応募表明書を除く書類の提出期限

8 審査方法

- (1) 募集期限までに提出された提案について、次の選定基準に基づき総合的に評価し、書類審査により最も高い評価を得た事業者を契約候補者に決定します。

- ア 実施内容（目的達成のために効果的で適切な内容となっているか。）
- イ 事業の成果目標（期待される成果が十分か。）
- ウ 事業の実現性（実施方法、スケジュール、実施体制、人員配置、受講者募集方法及び経費積算が妥当なものであるか。）
- エ 事業の公共性（県の施策と合致し県の委託事業としてふさわしい内容となっているか。）

(2) 選定結果について、採否を問わず提案者に対して書面により通知します。

9 契約方法

青森県警察本部は、本提案における最優秀提案者と企画提案の内容を基に業務の履行に必要な詳細について協議の上、調整が整った場合に予算概要の範囲内において随意契約の手続を行います。従って、企画提案の内容について一部変更することがあります。

なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の提案者と協議を行うことがあります。

10 留意事項

- (1) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提案書等提出に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 本業務に係る企画提案協議に関する説明会はありません。
- (4) 提案書提出後の修正、再提出は原則として認めません。
- (5) 提案内容に含まれる著作権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属しますが、提出した書類は返却致しません。
- (7) 提案内容は全て提案価格に反映させて下さい（別途費用を要する等の内容は不可とします。）。また、仕様書に記載のない項目については追加提案事項として評価しますが、係る費用は提案価格に反映させておいて下さい。
- (8) 提出期限を過ぎて書類を提出した場合、提出書類に虚偽の記載をした場合、審査の公平性に影響を与える行為があった場合及び青森県警察本部の指示した事項に違反した場合は失格となります。